

春日部市議会会議規則の一部を改正する規則

春日部市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の節（以下「改正前の節」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の節（以下「改正後の節」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の節を当該改正後の節とする。
- (2) 次の表中、改正後の節に対応する改正前の節が存在しない場合にあっては、当該改正後の節を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p> 第9節 公聴会及び参考人（第77条の2—第77条の8）</p> <p> 第10節 会議録（第78条—第82条） （修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （開票及び投票の効力）</p> <p>第31条</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。 （議案等の説明、質疑及び委員会付託）</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第134条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p> 第9節 公聴会及び参考人 （公聴会開催の手続）</p> <p>第77条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p> 第9節 会議録（第78条—第82条） （修正の動議）</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 （開票及び投票の効力）</p> <p>第31条</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 （議案等の説明、質疑及び委員会付託）</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第134条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第10節 会議録

(所管事務等の調査)

第98条

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第9節 会議録

(所管事務等の調査)

第98条

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。